

平成 28 年 12 月盛岡市議会定例会
提出発議案

平成 28 年 12 月 22 日提出

発議案第 6 号 農協改革及び指定生乳生産者団体制度の改革に関する意見書について
(内閣総理大臣, 内閣官房長官, 農林水産大臣, 地方創生規制改革担当大臣, 衆議院議長, 参議院議長)

※ () 内は可決された場合の送付行政庁等

発議案第6号

農協改革及び指定生乳生産者団体制度の改革に関する意見書について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成28年12月22日

提出者	盛岡市議会議員	細川	光正
賛成者	盛岡市議会議員	工藤	健一
〃	〃	浅沼	克人
〃	〃	村上	貢一
〃	〃	池野	直友
〃	〃	高橋	重幸
〃	〃	鈴木	礼子
〃	〃	村田	芳三
〃	〃	熊谷喜美男	
〃	〃	守谷	祐志

盛岡市議会議長 菊田 隆 様

農協改革及び指定生乳生産者団体制度の改革に関する意見書

平成 28 年 11 月 11 日、規制改革推進会議農業ワーキング・グループは、「農協改革に関する意見」を公表しました。その内容は、JA 全農の農産物委託販売の廃止と全量買取販売への転換や、信用事業を営む JA を 3 年後を目途に半減させる等、自主・自立を原則とする協同組合への不当な介入と言わざるを得ないものでありました。

その後、与党との調整により、農協の存続にかかわる急進的な提言は排除され、今回の改革に盛り込むことは見送られましたが、これからも、協同組合原則を無視した規制改革が進められる懸念があります。農協改革は、真に農業者の立場に立った創造的自己改革が基本であることを前提に進められるべきです。

また同日、農業ワーキング・グループは「牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見」もあわせて公表しました。指定団体以外に出荷する生乳への補給金の交付や指定団体への全量委託の原則廃止などが主な柱であり、その後の与党との調整により、一定の条件整備を前提に加工原料乳生産者補給金の交付対象者拡大と生乳の部分委託の拡大が容認されました。

指定生乳生産者団体制度及び加工原料乳生産者補給金は、需要に応じた生乳生産と合理的な集送乳を通じて酪農経営の安定と所得増大を図る仕組みであり、特に中山間地域等の条件不利地で経営を行っている酪農家にとっては、極めて重要な制度です。

よって、国においては、下記事項について取り組むよう強く求めます。

記

- 1 農協改革については、自己改革に取り組んでいる実態にかんがみ、協同組合原則を無視した不当な介入は行わないとともに、農業振興や農業所得増大の視点からも、現実的ではない事業・組織の見直しを強要しないこと。
- 2 指定生乳生産者団体制度は、生乳の特性をふまえ、酪農家が営々と努力を積み重ね、創り上げてきた極めて重要な仕組みであることから、制度の機能が損なわれないようにすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

平成 28 年 12 月 22 日

盛岡市議会